

琵琶湖保全再生対策特別委員会 県外行政調査

1 調査日 平成28年10月17日（月）～18日（火）

2 調査の概要

10月17日（月）

（1）広島県議会（広島県広島市）

調査内容 ・瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画について

10月18日（火）

（2）香川県議会（香川県高松市）

調査内容 ・瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画について

瀬戸内海の環境保全については、美しさを誇る景勝地、貴重な漁業資源の宝庫としての特殊性に鑑み、昭和48年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、昭和53年に赤潮等による被害に対する富栄養化対策を含む新たな施策が加えられた恒久法として瀬戸内海環境保全特別措置法に改正され、総合的な対策が進められてきている。

同法では、第3条において国が瀬戸内海の環境の保全に関する基本計画を策定することが、第4条においては、国の策定した基本計画に基づき、関係府県知事が府県計画を策定することが規定されている。また、平成27年には、瀬戸内海の多面的な価値および機能が最大限に発揮された「豊かな海」を目指すという観点で国の基本計画が15年ぶりに変更され、同法も改正された。

関係府県においては、当該府県の区域において実施すべき施策について府県計画を策定し、随時、計画の変更がされ、総合的に施策が推進されてきた。また、平成27年の国の基本計画の変更に伴い、現在、府県計画の変更作業が行われているところである。



また、瀬戸内海の環境保全のため、各府県の実情に応じた取組が行われ、広島県においては、海浜の清掃や海岸・干潟の生物調査を行う団体の活動を関係市町とともに支援する「せとうち海援隊」支援事業などにより、沿岸自治体と住民の共同による環境保全活動の活性化を図っている。香川県においては、瀬戸内海の環境保全を進めるに当たり、人の手を適度に加えて海域・陸域を一体的に管理する「里海づくり」の手法を取り入れ、山・川・里（まち）・海をつなげる取組を、県民や関係者が連携・協働の下、総合的に推進されている。

については、関係府県における府県計画策定の仕組みは、本県が今年度策定しようとしている「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の先行事例でもあることから、広島県と香川県を訪問し、計画に関する課題や成果について、また、環境保全に係る特徴的な取組や陸域も含めた県民の意識醸成等の取組について、本県の参考とするため、調査を行った。